

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神埼市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 2 年 4 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作製）
- 2 作業期間 令和 2 年 3 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 神埼市全域